

「津波被災地復興商業特区」のご案内

1. 制度の概要

東日本大震災復興特別区域法（※1）に基づき、いわき市が申請した「いわき市復興推進計画」が、国から平成28年8月19日に認定されました。

この特区制度は、東日本大震災で甚大な被害を受けた津波被災地への定住を促進するため、住民の日常生活に不可欠な商業をはじめとする機能の集積、優良賃貸住宅の整備を図ることにより、沿岸部の早期復興、地域経済の活性化を目指すものです。

具体的には、震災復興土地区画整理事業区域において、業種等の要件を満たす法人や個人事業者の方が、事業用の建物等を新たに取得したり、震災で被災された方（※2）を雇用した（又は、雇用している）場合に、税制上の特例措置が受けられるようになります。

※1 東日本大震災復興特別区域法

⇒ 東日本大震災からの復興を円滑かつ迅速に進めるため、震災により被害が生じた地方公共団体（福島県は全市町村及び県が対象）が、計画を作成し国に認められた場合等に、税制の特例などを受けられる仕組みです。

※2 震災で被災された方

⇒ 平成23年3月11日時点で、特定被災区域内（福島県の場合、全市町村）の事業所で勤務していた方、又は、特定被災区域内に居住していた方。

2. 対象者

次の要件をすべて満たす事業者が対象となります。

- ① 震災復興土地区画整理事業区域の「復興産業集積区域」又は「復興居住区域内」において、
- ② 津波被災地の定住促進に資する次のいずれかの事業を行う法人又は個人事業者
 - ・雇用機会の確保に寄与する事業
ただし、「集積を目指す業種」(※1)に限る。
 - ・商業施設整備事業(※2)
 - ・被災者向け優良賃貸住宅整備事業(※3) (復興居住区域に限る)

※1 「日本標準産業分類」における次の業種が対象(詳細は、P4参照)

57 織物・衣服・身の回り品小売業、 58 飲食料品小売業、
59 機械器具小売業、 60 その他の小売業、 62 銀行業、
63 協同組織金融業、 68 不動産取引業、 7421 建築設計業、
76 飲食店、 77 持ち帰り・配達飲食サービス業、
78 洗濯・理容・美容・浴場業、 823 学習塾、 824 教養・技能教授業、
83 医療業、 854 老人福祉・介護事業、 86 郵便局

※2 耐火建築物であること、延べ面積1,500㎡以上などの要件あり。

※3 耐火建築物(準耐火を含む)であることや被災者の入居を優先することなどの要件あり。

3. 区域

津波により甚大な被害を受けた久之浜・薄磯・豊間・小浜・岩間及び小名浜地区の生活環境の整備を図るため、当該地区の震災復興土地区画整理事業区域を復興産業集積区域・復興居住区域とします。

地区	区域
①久之浜地区震災復興土地区画整理事業区域	復興産業集積区域・復興居住区域
②薄磯地区震災復興土地区画整理事業区域	復興産業集積区域・復興居住区域
③豊間地区震災復興土地区画整理事業区域	復興産業集積区域・復興居住区域
④小浜地区震災復興土地区画整理事業区域	復興産業集積区域・復興居住区域
⑤岩間地区震災復興土地区画整理事業区域	復興産業集積区域・復興居住区域
⑥小名浜港背後地震震災復興土地区画整理事業区域の一部	復興産業集積区域

※詳細な地名・地番等については、別掲の資料をご参照ください。

4. 集積を目指す業種

雇用機会の確保に寄与する事業の「集積を目指す業種」は、次のとおりです。

※「津波被災地の定住促進に資する事業」を行う法人又は個人事業者が対象となります。

日本標準産業分類		
大分類	中分類	小・細分類
I 卸売・小売業	57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業	全部
J 金融業、保険業	62 銀行業 63 協同組織金融業	全部
K 不動産業、 物品賃貸業	68 不動産取引業	全部
L 学術研究、 専門・技術サービス業	74 技術サービス業 (他に分類されないもの)	7421 建築設計業
M 宿泊業、 飲食サービス業	76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業	全部
N 生活関連サービス業、 娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業	全部
O 教育、学習支援業	82 その他の教育、学習支援業	823 学習塾 824 教養・技能教授業
P 医療、福祉	83 医療業	全部
	85 社会保険・社会福祉・介護事業	854 老人福祉・介護事業
Q 複合サービス業	86 郵便局	全部

5. 税制上の特例措置

(1) 国税

※商業施設整備事業を行う事業者は①、優良賃貸住宅整備事業を行う事業者は⑤に限る

選択適用

ケース	税制上の特例措置	特例の内容
①事業用施設・設備等を新設・増設した場合	事業用設備等に係る特別償却又は税額控除（法37条）	機械・装置、建物等の投資に係る特別償却又は税額控除
②被災された方を雇用した場合	法人税等の特別控除（法38条）	被災被用者の給与等支給額の10%を税額控除（5年間）
③新たに法人を設立した場合	新規立地促進税制（法40条）	新規立地新設企業の法人税を実質無税（5年間）
④開発研究用減価償却資産を取得した場合	研究開発税制の特例等（法39条）※要件を満たせば上記①～③のいずれかと併用可能	開発研究用減価償却資産の即時償却＋12%税額控除
⑤被災者向け優良賃貸住宅を新設した場合	建物等に係る特別償却又は税額控除（法41条）	特別償却（25%）又は税額控除（8%）

(2) 地方税

※法37条、法39条、法40条に規定する税制特例の適用を受ける事業者に限る

ケース	税目	特例の内容
事業用施設・設備等を新設・増設した場合など ※上記①、③、④に該当する場合、対象となる。	法人・個人事業税（県税）	所得（又は収入）金額のうち、対象施設等に係るものに対して課される事業税の免除（5年間）
	不動産取得税（県税）	対象施設等及びその敷地である土地に対して課される不動産取得税の免除
	固定資産税（県・市課税分）	対象施設等に対して課される固定資産税の免除（新たに課される年度以降5か年度分）

6. 税制特例措置の手続きの流れ

(1) いわき市へ指定の申請

指定を受けようとする法人又は個人事業者は、①指定申請書、②指定事業者実施計画書、③指定要件に関する宣言書に、必要書類を添えていわき市へ指定の申請をします。

(2) いわき市による指定書の交付

指定の申請を受けたいわき市は、法令に定める指定要件を満たしていることを確認し、申請者に対して申請を受けた日から原則として1ヶ月以内に「指定書」を交付します。
※指定された事業者等は指定内容について公表されます。
また、指定が取り消しとなった場合も同様です。

(3) いわき市へ指定に係る事業の実施状況報告

指定書の交付を受けた事業者等は、事業年度終了後1ヶ月以内に、いわき市へ①復興推進事業に関する実施状況報告書に、必要書類を添えていわき市へ事業の実施状況を報告します。
※指定を受けた事業者は実施状況報告の提出が義務となります。

(4) いわき市による認定書の交付

事業の実施状況について報告を受けたいわき市は、指定に係る復興推進事業を適切に実施していると認める場合に限り、報告を受けた日から原則として1ヶ月以内に指定事業者へ「認定書」を交付します。

(5) 認定書をもって税の申告

指定事業者は、交付された「認定書」をもって、税制上の特例措置に係る確定申告を行います。
※認定書の交付をもって特例措置を受けられるものではありません。認定とは別に、税務署による税務上の審査が行われます。
※申告方法等の詳細については国税庁HPをご覧ください。

http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/tokurei/pdf/kaisei_hojin04.pdf

【申請書等の受付窓口】

津波被災地復興商業特区に係る①指定申請書等、②事業年度終了後の実施状況報告書等の受付窓口は次のとおりです。

◆場 所

いわき市役所本庁舎7階 商業労政課内
(いわき市平梅本21番地)

◆時 間

9:00～17:00
※土、日、祝日、年末年始は除く

◆お問い合わせ先

0246-22-7476
E-mail: shogyorosei@city.iwaki.lg.jp

7. 申請書類等の一覧

【 申請書類等の一覧表 】

区 分	様 式		添 付 書 類	
事業用設備等に係る特別償却等 (法第37条)	申請時	第2の4	指定申請書	①個人事業者である場合は、住民票の抄本又はこれに準ずるもの ②法人である場合は、定款及び登記事項証明書又はこれに準ずるもの ③その他参考書類（事業概要等を記載したパンフレット等）
		第2の4（別紙）	指定事業者事業実施計画書	
		第2の5	指定要件に関する宣言書	
	認定時	第2の1	復興推進事業に関する実施状況報告書	①前年度の営業報告書等 ②貸借対照表及び損益計算書等
法人税等の特別控除 (法第38条)	申請時	第3の4	指定申請書	①個人事業者である場合は、住民票の抄本又はこれに準ずるもの ②法人である場合は、定款及び登記事項証明書又はこれに準ずるもの ③その他参考書類（事業概要等を記載したパンフレット等）
		第3の4（別紙）	指定事業者事業実施計画書	
		第3の5	指定要件に関する宣言書	
	認定時	第3の1	復興推進事業に関する実施状況報告書	①前年度の営業報告書等 ②貸借対照表及び損益計算書等 ③課税の特例の適用期間における雇用者の給与等支給額 ④雇用者が東日本大震災の被災者であることを証する書類
研究開発税制の特例等 (法第39条)	申請時	第4の4	指定申請書	①個人事業者である場合は、住民票の抄本又はこれに準ずるもの ②法人である場合は、定款及び登記事項証明書又はこれに準ずるもの ③その他参考書類（事業概要等を記載したパンフレット等）
		第4の4（別紙）	指定事業者事業実施計画書	
		第4の5	指定要件に関する宣言書	
	認定時	第4の1	復興推進事業に関する実施状況報告書	①前年度の営業報告書等 ②貸借対照表及び損益計算書等
新規立地促進税制 (法第40条)	申請時	第5の4	指定申請書	①定款及び登記事項証明書又はこれに準ずるもの ②その他参考書類（事業概要等を記載したパンフレット等）
		第5の4（別紙）	指定事業者事業実施計画書	
		第5の5	指定要件に関する宣言書	
	認定時	第5の1	復興推進事業に関する実施状況報告書	①前年度の営業報告書等 ②貸借対照表及び損益計算書等 ③課税の特例の適用期間における雇用者の給与等支給額 ④雇用者が東日本大震災の被災者であることを証する書類
復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却又は税額控除 (法第41条)	申請時	第6の4	指定申請書	①個人事業者である場合は、住民票の抄本又はこれに準ずるもの ②法人である場合は、定款及び登記事項証明書又はこれに準ずるもの ③その他参考書類（事業概要等を記載したパンフレット等）
		第6の4（別紙）	指定事業者事業実施計画書	
		第6の5	指定要件に関する宣言書	
	認定時	第6の1	復興推進事業に関する実施状況報告書	①前年度の営業報告書等 ②貸借対照表及び損益計算書等

※提出する資料の用紙の大きさは、全て、日本工業規格A列4番としてください。

※各様式への記載方法については、別掲の「記載例」をご参照ください。

【税制上の特例措置を受けられるケース（例）】

事業用の施設・設備等を 新設・増設した場合

- 雇用機会の確保に寄与する事業
 - ・自ら事業を行うことを目的に、店舗等を新たに建設する場合
 - ・自ら事業を行っている既存の店舗等を増設する場合
 - ・店舗等の設備を新たに導入する場合
- 商業施設整備事業
 - ・賃貸を目的に、商業施設等（※2）を新たに建設する場合

※2 構造や面積など一定の要件があります。
- 被災者向け優良賃貸住宅整備事業
 - ・賃貸を目的に、被災者向け優良賃貸住宅（※3）を建設する場合

※3 構造や面積など一定の要件があります。

被災された方を 雇用した場合

- 雇用機会の確保に寄与する事業
 - ・平成23年3月11日時点で特定被災区域内（福島県の場合、全市町村）の事業所で勤務していた方を雇用すること
 - ・平成23年3月11日時点で特定被災区域内（福島県の場合、全市町村）に居住していた方を雇用すること
- ※新規雇用に限らず、上記に該当する方を雇用している場合に、課税の特例を受けられます。

◆ 国税の特例①：事業用設備等に係る特別償却又は税額控除（法第37条）

特区の認定日（平成28年8月19日）から、平成33年3月31日までの間に、指定を受けた法人又は個人事業者が、集積区域において取得等した事業用設備等について、特別償却又は税額控除ができます。

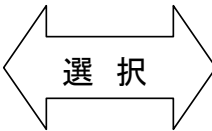
◆ 機械又は装置
即時償却、又は15%の税額控除（注1）

◆ 建物
取得価格の25%の特別償却、又は8%の税額控除（注1）

（注1）当期税額の20%を限度とし、20%を超えた部分の金額については4年間、繰越控除ができます。

◆ 特別償却

資産等の区分 \ 取得等の時期	～平成33年3月31日まで
機械装置	100%
建物・構築物	25%



◆ 税額控除

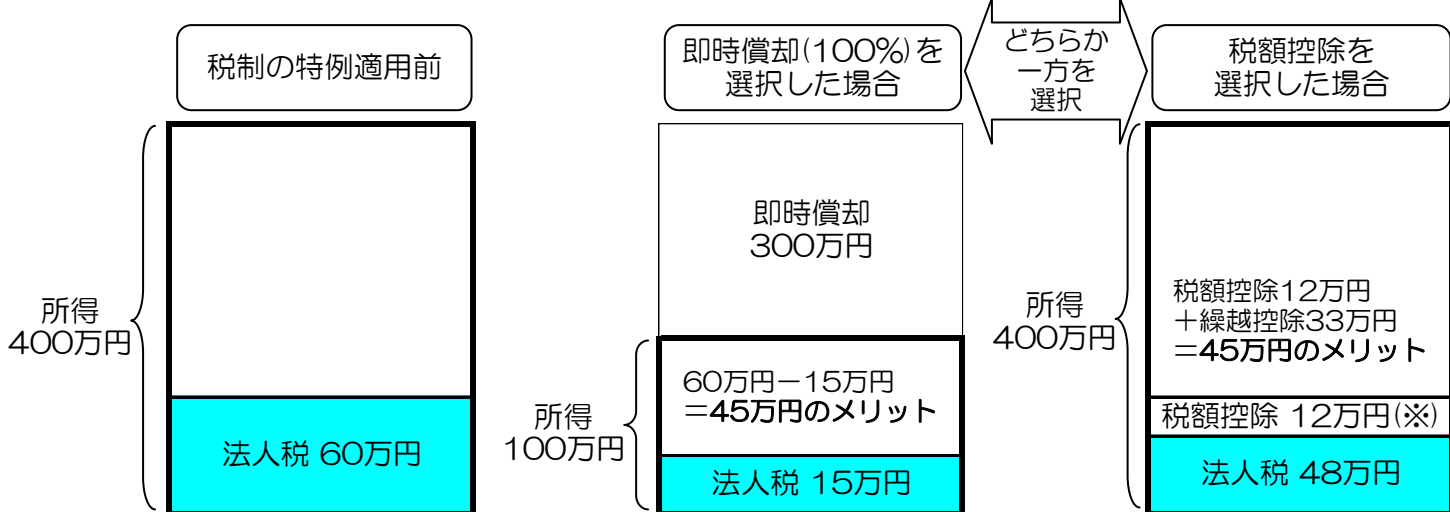
資産等の区分 \ 取得等の時期	～平成33年3月31日まで
機械装置	15%
建物・構築物	8%

◆ 機械・装置：事業者が事業活動で長期に渡り自社で継続的に使用する機械や装置のこと。

◆ 建物：附属設備（ボイラー設備、エレベーター、エスカレーター等）・構築物を含む

<ケース1> 300万円の機械装置を新たに導入した場合

(所得額400万円、法人税率15%の場合)



【税額控除】
機械装置の
取得価格 × 15% = 45万円
300万円
※税額控除は、当期税額の
20%を上限とするため、
60万円 × 20% = 12万円となる。
ただし、20%を超えた金額
45万円 - 12万円 = 33万円は、
4年間繰越控除できる。

※ 即時償却と税額控除のどちらを選択した方が有利になるかは、所得の状況等により異なりますので、ご注意ください。

◎ 「国税の特例①：事業用設備等に係る特別償却又は税額控除」の指定を受けた場合、地方税の特例措置を受けることができます。

※次の地方税が免除されます。

①法人・個人事業税（県税）

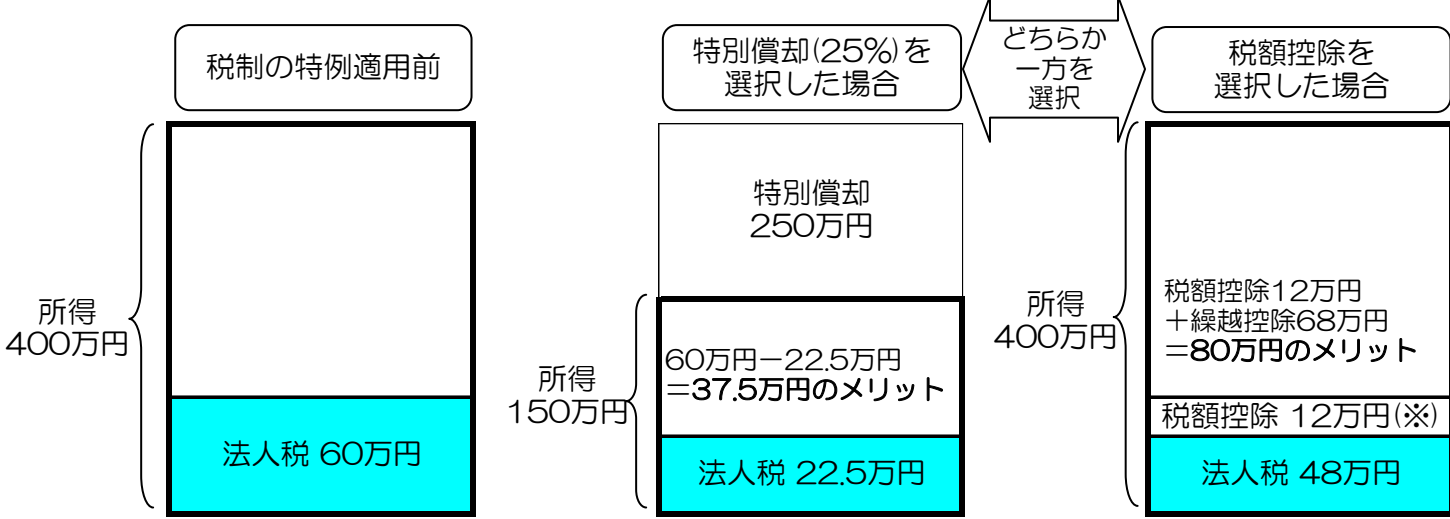
$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{各税率} \times \frac{\text{当該施設の従業者数}}{\text{県内に有する事業所の従業者数}}$$

②固定資産税（市税）

$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率} 1.4\%$$

<ケース2> 1,000万円の建物を新たに建設した場合

(所得額400万円、法人税率15%の場合)



【税額控除】
建物の取得価格 × 8% = 80万円
1,000万円
※税額控除は、当期税額の20%を上限とするため、60万円 × 20% = 12万円となる。
ただし、20%を超えた金額 80万円 - 12万円 = 68万円は、4年間繰越控除できる。

※ 特別償却と税額控除のどちらを選択した方が有利になるかは、所得の状況等により異なりますので、ご注意ください。

◎ 「国税の特例①：事業用設備等に係る特別償却又は税額控除」の指定を受けた場合、地方税の特例措置を受けることができます。

※次の地方税が免除されます。

①法人・個人事業税（県税）

$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{各税率} \times \frac{\text{当該施設の従業者数}}{\text{県内に有する事業所の従業者数}}$$

②不動産取得税（県税）

$$\text{税額} = \text{建物の評価額} \times \text{税率} 4\%$$

③固定資産税（市税）

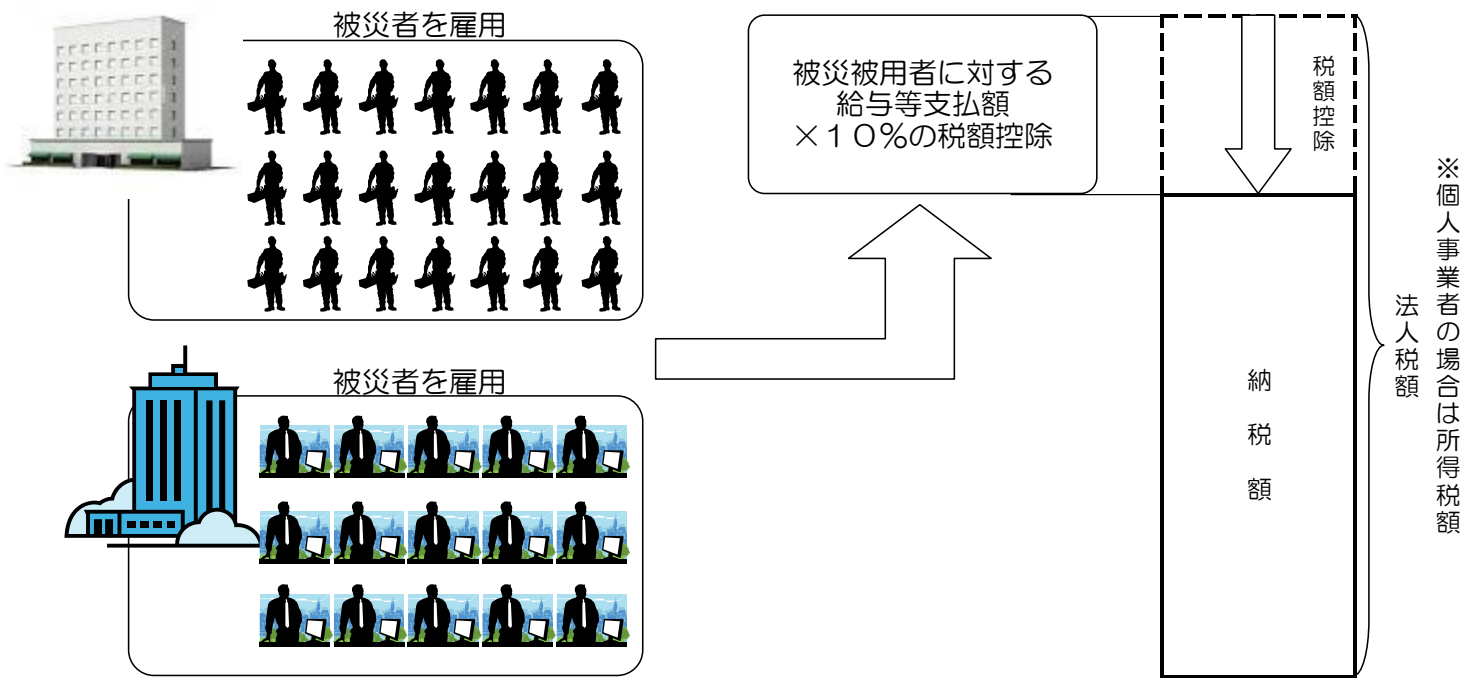
$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率} 1.4\%$$

◆ 国税の特例②：法人税等の特別控除（法第38条）

平成33年3月31日までに指定を受けた法人又は個人事業者が、指定を受けた日から5年間の復興産業集積区域内の事業所における被災被用者（注1）に対する給与等支給額の10%を税額の20%を限度として控除できます。

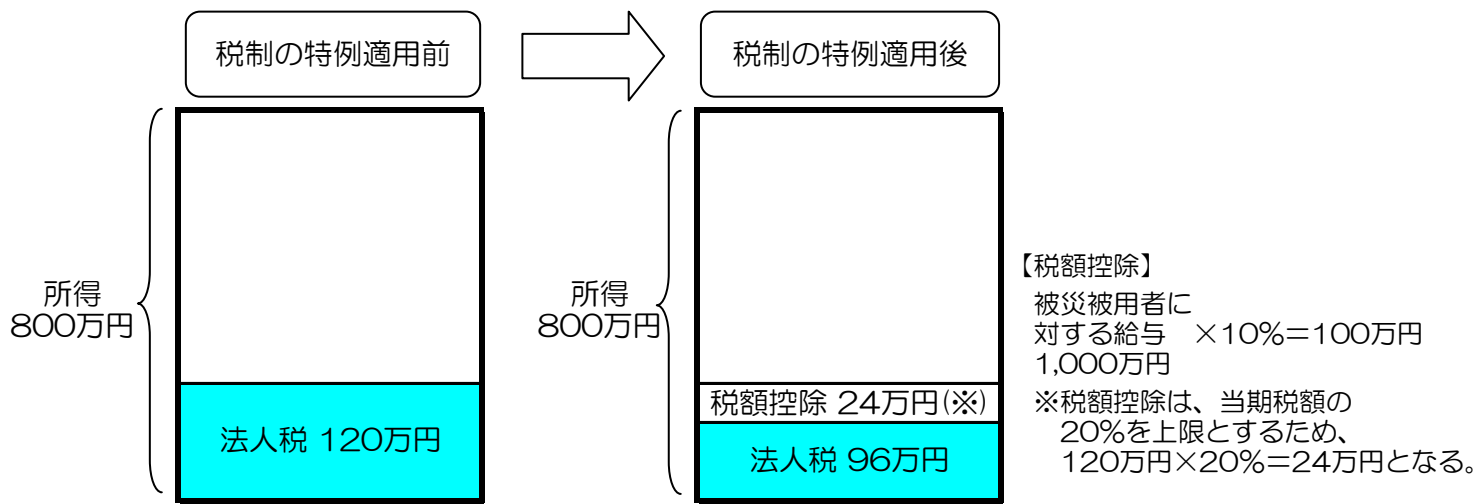
（注1）被災被用者とは次のいずれかに該当する者

- ①平成23年3月11日時点で、特定被災区域内（特定被災区域には、いわき市全域が含まれます）の事業所で勤務していた者
- ②平成23年3月11日時点で、特定被災区域内（特定被災区域には、いわき市全域が含まれます）に居住していた者



<ケース3>被災された方を雇用した場合

(被災被用者に対する給与額1,000万円、所得額800万円、法人税120万円の場合)



※ 一つの事業者が、「国税の特例①」と「国税の特例②」の両方の指定を受けることができます。ただし、同年度中に、両方の特例を受けることはできないため、いずれかの特例を選択する必要があります。

(例)平成28年度に店舗を建設する法人の場合(決算期:3月)

H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
8/19 9/1 指定 店舗建設					
「国税の特例①: 事業用施設に 係る特別償却」 を選択	「国税の特例②:被災被用者に対する給与等に係る法人税の特別控除」を選択 【適用期間】H29.4.1~H33.3.31(5年間)				
					H33.3.31 税の特例を 受けるための 指定の期限

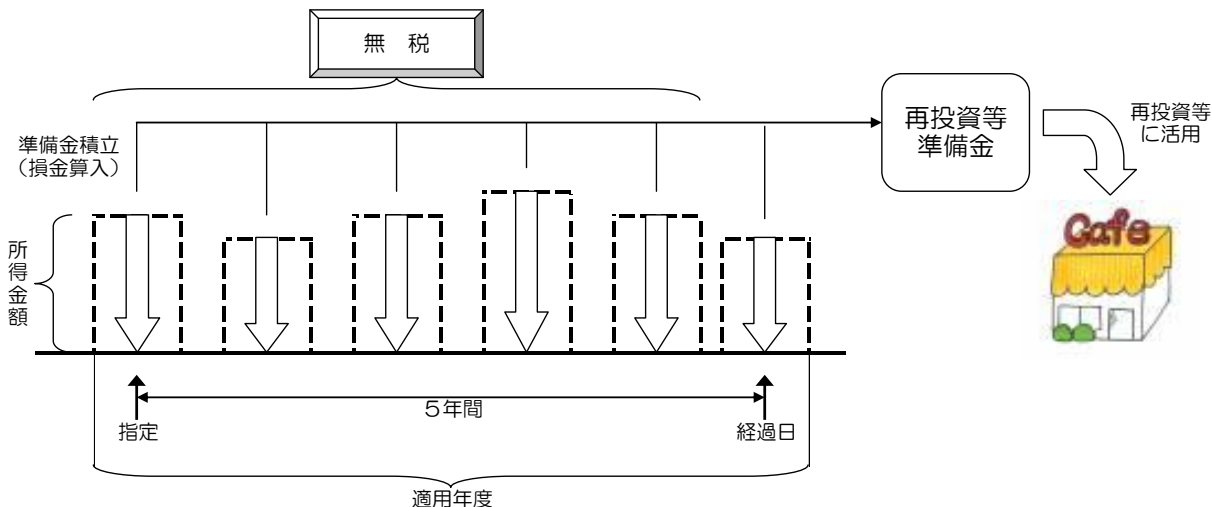
◆ 国税の特例③：新規立地促進税制（法第40条）

復興推進計画にて設定された「集積区域内」における新規立地新設企業の立ち上げを支援するため、復興産業集積区域内に新設され、指定を受けた法人（※本措置は法人のみが対象となります）において、指定後5年間、課税が発生しないよう次の措置が講じられます。

- (1) 復興産業集積区域内において、平成33年3月31日までの間に指定を受けた法人が、指定の日から同日以後5年が経過する日までの期間内を含む各事業年度において、所得金額を限度として再投資等準備金を積み立てたときは、その積立額を損金の額に算入できます。
- (2) 同じ復興産業集積区域内で機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度に特別償却（準備金の範囲内で即時償却）できます。

本措置の対象となる法人は、次の要件を全て満たす法人

- ① 特区の認定の日（H28.8.19）以後に設立されたこと
- ② 被災者を5人以上雇用し、かつ、給与等支給額の総額が1,000万円以上であること
- ③ 特区に記載された事業のみを行う法人であること
- ④ 復興産業集積区域内に本店を有すること
- ⑤ 再投資等準備金を積み立てる事業年度において、復興産業集積区域外に事業所等を保有しないこと
- ⑥ 指定を受けた事業年度に事業の用に供するために取得等をした機械又は建物等の取得価格が3億円以上（中小法人等は3,000万円以上か3事業年度内に5,000万円以上の投資）であること



※積み立てられる再投資等準備金については、

- ① 機械又は建物等に再投資等を行った事業年度においてはその支出額と同額を、
- ② 指定の日以後10年が経過した日を含む事業年度(基準年度)以後の各事業年度においては基準年度の準備金残高の10分の1を、

それぞれ取り崩して益金に算入することとなります。